

議案第121号

南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年12月8日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南丹市特別職員の給与に関する条例（平成18年南丹市条例第77号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
(期末手当)  第5条 特別職の職員の期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額とする。  (略)	(期末手当)  第5条 特別職の職員の期末手当の額は、給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額とする。  (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
(期末手当)	(期末手当)

第5条 特別職の職員の期末手当の額は、  
給料の月額、地域手当の月額並びに給  
料の月額及びこれに対する地域手当の  
月額に100分の15を乗じて得た額の合計  
額に100分の177.5を乗じて得た額とす  
る。  
(略)

第5条 特別職の職員の期末手当の額は、  
給料の月額、地域手当の月額並びに給  
料の月額及びこれに対する地域手当の  
月額に100分の15を乗じて得た額の合計  
額に100分の175を乗じて得た額とす  
る。  
(略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。た  
だし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。